

夜間納付窓口のご利用を

水道料金のお支払いのため、下記のとおり夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日 (火曜日)
平成30年 8月	7日 21日
9月	11日 25日
10月	9日 23日
11月	6日 20日
12月	4日 18日
平成31年 1月	8日 22日
2月	5日 19日
3月	5日 19日

場 所：行田市大字前谷1番地1 水道庁舎
(西部配水場内)
時 間：午後7時まで

売上金を寄付しました

水道課では7月8日の「蓮まつり」に出店し、古代蓮の栗を販売しました。

その売上金の全額を、日本赤十字社を通じて「平成30年7月豪雨災害義援金」として被災地に寄付しました。

大雨により被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

水道事業ビジョンと水道事業経営戦略を策定しました

水道を、今後も全ての市民が継続的に享受し続けることができるよう、将来を見据えた水道の未来像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後10年間に取り組むべき方策を位置付けた「水道事業ビジョン」と「水道事業経営戦略」を策定しました。

基本理念

ぎょうだの水道 みんなであゆみ 未来につなぐ

なお、水道事業ビジョンと水道事業経営戦略は、行田市ホームページに掲載しています。

納期限内のお支払をお願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。納入通知書に記載してある取扱金融機関並びにコンビニエンスストアでお支払いいただけます。水道料金の納入がない場合には、給水を停止する場合がありますので、ご注意ください。

水道課では便利な口座振替のご利用をおすすめしています。水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑を持って納入通知書裏面に記載してある取り扱い金融機関（みずほ銀行・三井住友銀行・川口信用金庫を除く）の他、全国のゆうちょ銀行・郵便局、中央労働金庫でお申し込みください。

水道課発行の印刷物に広告を掲載しませんか

水道課が発行する印刷物への有料広告を募集しています。詳しくは水道課へお問い合わせください。

広告掲載を募集している印刷物

◇すいどうだより

◇水道検針票

漏水は毎月チェックし早めの発見を

- ①月に一度は、水道の蛇口を全部閉めて水道メーター内のパイロットが回っているかないかを確認してください。
- ②パイロットが回っていると漏水の疑いがあります。
- ③敷地内の漏水修繕は、行田市指定給水装置工事業者に依頼してください。費用は原則お客様の負担となります。
- ④地下等で発見しにくい漏水は、水道料金の軽減対象となる場合があります。

